

参考資料 1

中央環境審議会の運営方針について

平成 13 年 1 月 15 日

(一部改正) 平成 18 年 3 月 13 日

(一部改正) 平成 24 年 11 月 19 日

総 会 決 定

事 項	
1 会議の公開及び出席者について (1) 会議の公開について (2) 代理出席について (3) 関係行政機関の職員の出席について	<p>① 総会については、原則として公開するものとし、その他の部会については、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする。</p> <p>② 会長又は部会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穩な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができます。</p> <p>代理出席は認めない。欠席した委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）並びに専門委員には、事務局が資料を送付するなどして、会議の状況を伝える。</p> <p>ただし、会議が必要と認めた場合には、欠席する委員等又専門委員の代理の者を説明員として出席させることができる。</p> <p>① 審議案件の事務局である省庁の職員は、会議に出席することができる。</p> <p>② 上記以外の行政機関の職員の出席については、その官職、氏名を明らかにし、議長の承認を得るものとする。</p>

2 会議録等について	
(1) 会議録の内容について	<p>① 会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。その詳しき程度は、各会議において決める。</p> <p>② 会議録の調製に当たっては、当該会議出席委員の了承を得るものとする。</p>
(2) 会議録の配布について	<p>① 会議録は、当該会議の構成員に配布するものとする。</p> <p>② その他の委員等には、当該会議においてあらかじめ定めた範囲及び方法で会議録を配布するものとする。</p>
(3) 会議録及び議事要旨の公開について	<p>① 公開した会議の会議録（部会が公開を認めた会議録を含む。）は、公開するものとする。</p> <p>② 総会及び全ての部会の会議については、議事要旨を公開するものとする。なお、議事要旨の公開は、会議終了後、部会長等が記者会見を行い、その記者会見概要を作成し、公開することをもって代えることができるものとする。</p> <p>③ 公開した会議の会議録及び議事要旨は、環境省の閲覧窓口に備え付けるものとする。</p>
3 一般の意見の反映について	<p>① 一般の意見については、それをよく聞くように努めるものとする。</p> <p>② 一般の意見を聞く場合の具体的な実施方法は、それぞれの会議において定める。</p> <p>③ 必要と認められる場合、審議途中で中間報告を出し、それに対する一般の意見をその後の審議に反映させる方法を採用するものとする。</p>

4 総会と部会との 関係等について	<p>① 総会は、年1回以上開催する。</p> <p>② 会長が必要と認めた場合のほか、委員の3分の1以上の者から審議事項を示して総会の開催の請求があった場合は、会長はこれを召集するものとする。</p> <p>③ 委員は、その所属部会以外の審議する案件について、会長を経て意見を提出することができる。</p> <p>④ 会長は、部会長を指名するに当たっては、当該部会の委員の意見を尊重するものとする。</p> <p>⑤ 各部会は、小委員会又は専門委員会に審議を附託するに当たっては、審議事項の範囲を明確にするものとする。また、部会長は、原則として小委員長及び専門委員長を兼任しないものとする。</p> <p>⑥ 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について適当な部会を指定して調査審議させることができる。</p>
5 委員等及び専門 委員の構成等につ いて	<p>(1) 委員等の構成 等について</p> <p>① 会長は、委員等の構成について、必要に応じ、審議会の意見を具申するものとする。</p> <p>② 委員の部会への所属は委員の希望を参考として、会長が決める。</p> <p>(2) 専門委員の構 成について</p> <p>① 専門委員長は、当該専門委員の構成について必要に応じ意見具申をするものとする。</p> <p>② 審議案件と直接的な利害関係を有する企業に所属する者は、専門委員としないことを原則とする。</p>

6 環境への配慮について	<p>① 会議にあたっては、会議資料として配布する紙の枚数を必要最低限とする等環境への負荷を削減するよう努める。</p> <p>② 環境への配慮に関し必要な事項は、会長が定めることができるものとする。</p>
7 その他	上記のほか、会議、会議録及び議事要旨の公開に関し必要な事項は、会長又は部会長が定めができるものとする。